

京都市告示第175号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年6月6日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市伏見区(以下省略)醍醐南里町33番地, 33番地の1, 36番地の6, 36番地の8, 37番地の1, 37番地の2, 38番地, 39番地, 39番地の1, 40番地, 41番地の2, 41番地の3, 42番地, 43番地, 44番地の1~9, 45番地, 45番地の1, 45番地の3~8, 46番地の1, 46番地の2, 47番地の1, 47番地の2, 48番地, 49番地の1, 50番地の1, 50番地の2, 51番地の1, 51番地の9~15番地, 52番地, 52番地の5, 52番地の55, 52番地の64, 52番地の77及び52番地の79, 醍醐構口町1番地の1~3, 2番地の1, 2番地の2, 3番地, 4番地の1~18, 5番地~7番地, 8番地の1~7, 9番地, 10番地, 11番地の1, 11番地の2, 12番地, 13番地, 14番地の1, 14番地の2, 15番地, 15番地の1~3, 16番地の1, 16番地の3~6, 17番地, 17番地の1, 22番地, 22	京都市伏見区(以下省略)醍醐南里町33番地, 33番地1, 36番地6, 36番地8, 36番地9, 37番地1, 37番地2, 38番地, 39番地1, 39番地5~7, 40番地, 41番地3, 42番地1~5, 43番地2, 44番地1~9, 45番地, 45番地1, 45番地3~8, 46番地1, 46番地2, 47番地1, 47番地2, 48番地, 49番地1, 50番地1~3, 51番地1, 51番地9~15, 52番地, 52番地5, 52番地55, 52番地64, 52番地77及び52番地79~81, 醍醐構口町1番地1~3, 2番地1~2, 3番地, 4番地1~18, 5番地~7番地, 8番地1~7, 9番地, 10番地, 11番地1, 11番地2, 12番地, 13番地, 14番地1, 14番地2, 15番地, 15番地1~3, 16番地1, 16番地3~6, 17番地, 17番地1, 22番地, 22番地1及び22番地2, 醍醐槇ノ内町1番地, 1番地1, 2番地, 2番地1~4, 2

番地の1及び2 2番地の2, 醍醐榎ノ内町
1番地, 1番地の1, 2番地, 2番地の1
～4, 3番地, 5番地～8番地, 8番地の
1～5, 8番地の7, 9番地の1～5, 1
0番地の1, 10番地の2, 11番地, 1
2番地, 12番地の1, 12番地の3, 1
3番地～15番地, 15番地の2, 16番
地の1, 16番地の2, 17番地の1～6,
18番地, 18番地の4, 18番地の5,
18番地の36～39, 19番地, 19番
地の1～4, 20番地の1, 24番地, 2
5番地の1, 25番地の2, 26番地, 2
6番地の1, 31番地の1～11, 32番
地～34番地, 42番地の1, 42番地の
2, 42番地の6, 42番地の7, 43番
地～45番地, 45番地の1, 45番地の
2, 46番地, 47番地, 48番地の1,
48番地の2, 48番地の4, 48番地の
5, 49番地の1, 49番地の2, 49番
地の5～8, 50番地の1～3, 51番地
の1～5, 75番地, 100番地の1, 1
07番地の1～3, 108番地, 109番
地の2, 110番地の1及び111番地,
醍醐柏森町1番地, 2番地の1～5, 3番
地～5番地, 5番地の2～5, 6番地の1
～3, 7番地の1及び7番地の3, 醍醐岸
ノ上町1番地, 2番地の2, 2番地の5,
2番地の8, 2番地の9, 2番地の11,
2番地の12, 2番地の14, 2番地の1
5及び7番地の1, 醍醐一言寺裏町1番

番地5～9, 3番地, 5番地～8番地, 8
番地1～4, 8番地7, 9番地1～5, 1
0番地1, 10番地2, 11番地, 12番
地, 12番地1, 12番地3, 13番地,
14番地, 15番地1～3, 16番地1,
16番地2, 17番地1～6, 18番地4,
18番地5, 18番地36～39, 19番
地, 19番地1～4, 20番地1, 24番
地, 25番地1, 25番地2, 26番地,
26番地1, 31番地1～11, 32番地
～34番地, 42番地1, 42番地2, 4
2番地6, 42番地7, 43番地～45番
地, 45番地1, 45番地3, 46番地,
48番地1, 48番地2, 48番地4, 4
8番地5, 49番地1, 49番地2, 49
番地5～8, 50番地1～3, 51番地1
～5, 100番地1, 107番地1～3,
108番地, 109番地2, 110番地1,
111番地及び122番地, 醍醐柏森町1
番地, 2番地1～5, 3番地1, 3番地2,
5番地, 5番地2～5, 6番地1～3, 7
番地1及び7番地3, 醍醐岸ノ上町1番
地, 2番地2, 2番地5, 2番地8, 2番
地9, 2番地11, 2番地12, 2番地1
4及び2番地15, 醍醐一言寺裏町1番
地, 2番地, 5番地及び21番地の区域

地, 2 番地, 5 番地及び2 1 番地, 醍醐御園尾町4 0 番地の1 及び4 0 番地の5 並びに醍醐多近田町2 2 番地の3, 2 2 番地の4, 2 2 番地の6, 2 3 番地の1 及び2 3 番地の3 ~ 5 の区域

2 代表者

	変更前	変更後
代表者の氏名	永濱 章夫	伊藤 誠悟
代表者の住所	京都市伏見区醍醐槇ノ内町4 9 番地5	京都市伏見区醍醐南里町5 2 番地7 7

(文化市民局地域自治推進室)